

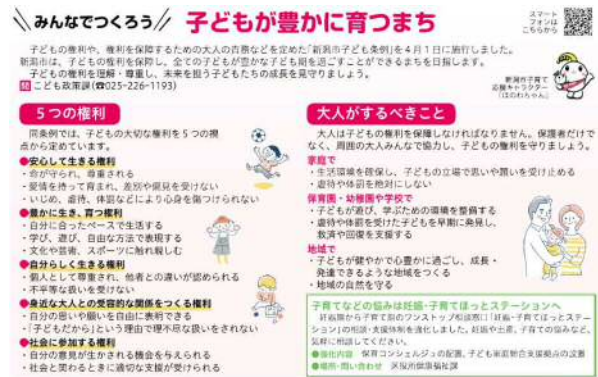
新潟市子ども条例推進に係る取組状況について（報告）

令和 4 年 4 月 1 日から施行された新潟市子ども条例について、条例施行後の取組状況について、以下報告します。

1 周知・啓発

(1) 市報にいがた 4 月 3 日号にて、子ども条例施行に伴う概要説明記事を掲載

- ・子どもが有する権利及び大人の責務について、ポイントを絞って掲載するとともに、4 月から機能が強化される妊娠・子育てほっとステーション等の取組についても記載



(2) 新潟日報社のフリーペーパー「assh」（4 月 28 日発行）にて、子ども条例に関するタイアップ記事広告を掲載（assh 公式 Instagram にて、広告バナー、市サイトへの誘導実施）



(3) 市役所本庁舎前にて、「子どもの権利週間（5/5-5/11）」にかけて周知用懸垂幕を掲出



(4) 5/5 にこども創造センターにおいて、周知イベントを実施し、218 組の親子連れに、条例周知・啓発用ほのわちゃん塗り絵に参加してもらうとともに、市内保育施設にて、同様の塗り絵による啓発を実施



2 子どもの意見表明等（参画）

- 小学生向け、中高生向け、一般向けの啓発用パンフレットを作成するなかで、市内の小学校、中学校、高校を複数校訪問し、パンフレット原稿について、子どもからの意見を取り入れるための取組を実施。
- 子どもたちの意見を反映したパンフレットは、電子版が7月中に完成する予定。
- 完成したパンフレット（電子版・冊子版）は、市内小中高校に順次配布を予定。

3 子どもの権利推進委員会

(1) 概要

新潟市子どもの権利推進委員会は、市における子どもに関わる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長に答申する機関として設置します。

(2) 組織・構成

組織：15人以内

構成：人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者

(3) 第1回会議

日程：令和4年7月28日（木） 午後 ※今年度は3回程度の開催を予定
議題等（予定）

- 子どもの権利推進委員会委員の委嘱及び会長の選出
- 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び今後の進め方について
- 本市における子ども条例の周知・啓発の状況について
- 子どもの権利擁護の方策について（国の動き、現場での課題等）
- 子どもの権利推進計画（仮称）骨子案について